

(対 和光大学 現代人間学部 現代社会学科／竹信三恵子 教授)

<同一労働同一賃金の「同一」を決める職務分析・評価手段の我が国現状について>

問 長引くデフレで正社員の採用は抑制され、非正規は若年層でも大幅に増加した。安倍首相は 1 月の施政方針演説で「長年議論だけが繰り返されてきた『同一労働同一賃金』。いよいよ実現の 때가 来ました。雇用形態による不合理な待遇差を禁止し、『非正規』という言葉、この国から一掃してまいります。」と発言。問題は中身で、『同一労働同一賃金』の「同一」を決める、納得度の高い仕組みの具体化ではないか。職務を分析・評価して、仕事内容を客観的に精査する手段 (ツール) の我が国の現状について、どのようなご意見・お考えか伺いたい。

例えば、労働契約法第 20 条は「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」を規定しているが、裁判現場では必ずしも「十分な武器」足り得ていない。また、厚労省は「職務分析・職務評価実施マニュアル」を公表しているが、これは国際労働機関 ILO の先進的な得点要素法を採用していない。さらに、働き方改革実現会議で 1 年前 (2016.12.20)、「同一労働同一賃金ガイドライン案」が示されたが、内容・方向性の十分/不十分、期待/懸念など、どう評価するか。

(対 NPO 法人わたげの会／社会福祉法人わたげ福祉会／秋田敦子 理事長)

<内閣府ひきこもり定義「15~39 歳」と現場で起きている「8050 問題」について>

問 全国ひきこもり家族会連合会の調査報告書 (2017.3 月) によると、ひきこもり本人の年齢は 2002 年の 26.6 歳から 2017 年の 33.5 歳と右肩上がり。(ひきこもり全国人数は 54 万人とする) 内閣府の統計は、ひきこもりの定義に 15~39 歳の年齢限定を課しているが、40~50 代以上と長引くひきこもり状態も最近、数多く報告されている。8050 (はちまる・ごうまる) 問題とって、80 歳台の親と 50 歳台の子どもの組合せで、親が要介護状態に陥ると一挙に問題が表面化するケースもあると聞く。法律や条例に「青少年」「若者」がつくものも多いが、実態は、年齢区分にとられることなく、様々な支援対象者を見つける取組が必要ということなのか改めて伺いたい。

(対 一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事／立教大学大学院／稲葉剛 特任准教授)

<生活困窮者自立支援にあるべき 2 本柱「就労支援」「社会的な孤立への支援」について>

問 参考人の「貧困を社会的に解決する」という姿勢、格差・貧困への目線/まなざしを伺いたい。例えば、厚労省のホームレス概数調査は、2003 年の 2 万 5296 人から昨年 2017 年は 5534 人と 5 分の 1 に減少したが、参考人は「路上に寝ている人を数えるだけでは実態はわからない」と、より深い分析「ホームレス『状態』」の発見を提言につなげている。過去にも厚労省人口動態統計から 1995 年以降の「国内餓死者」の急増 (約 3~5 倍) も発見。事実誰の眼前にも公平に存在するのに社会/我々は見逃してしまいがち。ほかにも、生活困窮者の自立には、「就労」の支援と「社会的な孤立」への支援の両方が必要と分かっていたはずなのに (当初の「生活支援戦略」→生活困窮者自立支援法への過程)、いつしか就労支援に関心が集中してしまう。私たち一人ひとり、格差問題・貧困問題に向き合うとき、いかなる目線/まなざしが問われているのか伺いたい。